

令和6年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人住民税

(1) 個人住民税の定額減税

- ① 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を控除する。ただし、納税者の合計所得額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。

徴収方法について、給与からの特別徴収の場合は、令和6年6月分は特別徴収を行わず定額減税後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで徴収し、普通徴収の場合は、第1期分から控除して控除しきれない場合は第2期以降順次控除し、年金からの特別徴収の場合は、令和6年10月分から控除し控除しきれない場合は12月分以降順次控除する。(令和6年4月1日施行)

(参考) 定額減税は、1人あたり4万円を減税するもので、令和6年分所得税から3万円、令和6年度分個人住民税から1万円減税される。

(2) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

- ① 省エネ基準に適合した新築住宅等に令和6年中に入居した場合に限り、子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者)における借入限度額が上乘せされる。(令和6年4月1日施行)

住宅の 環境性能等		借入限度額(控除対象額の上限)		
		令和4・5年入居	令和6年入居	
			子育て世帯等	それ以外
新築住宅 ・ 買取再販 住宅	認定住宅(長期優良等)	5,000万円	5,000万円	4,500万円
	ZEH水準住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円
	省エネ住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円

- ② 合計所得金額1,000万円以下の者に限り、新築住宅の床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に緩和する措置について、建築確認の期限を令和5年12月31日から令和6年12月31日に延長する。(令和6年4月1日施行)

2. 固定資産税

(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置の継続

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置(評価額が急激に上昇した場合に税負担の上昇を緩やかに抑える措置)について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。(令和6年4月1日施行)

(2) 家屋に係る固定資産税等の減額措置の延長、新築された認定長期優良住宅に対する減税措置の規定の追加

① 新築家屋の軽減措置の延長

令和8年3月31日までに新築された家屋等にかかる固定資産税等について、現行の減額措置(軽減割合2分の1)を2年間延長。(令和6年4月1日施行)

② 新築認定長期優良住宅に関する減額措置の適用規定の追加

新築認定長期優良住宅に対する減税措置について、管理者等から当該住宅が長期優良住宅として認定された通知を受けたことを証する書類の提出があった場合、要件に該当していれば減額措置の適用を受けることができる規定の追加。(令和6年4月1日施行)

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充

① 特例措置の対象となる太陽光発電設備の変更(令和7年4月1日施行)

現行：ソーラーカーポート補助金の対象となる一定の太陽光発電設備

変更後：i) ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備

ii) 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備

② 特例措置の対象となる特定再生可能エネルギー発電設備の追加

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、出力が10,000kw以上20,000kw未満の発電設備のうち一般木質・農作物残渣区分に該当する発電設備を取得した発電設備の固定資産税課税標準額を軽減する特例措置の創設。減額割合は、7分の6を参酌して14分の11以上、14分の13以下の範囲内において条例で定める。(令和7年4月1日施行)

(4) 一体型滞在快適性等向上事業に関する固定資産税の特例措置のわがまち特例化

- ① これまで地方税法上で定められていた一体型滞在快適性等向上事業に関する固定資産税の特例措置の減額割合を、条例で定めることとする改正。

② 減額割合

現行：2分の1

変更後：2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において条例で定める。(令和7年4月1日施行)